

## 学校感染症による出席停止について（お知らせ）

下記の感染症は学校保健安全法施行規則により、出席停止となり登校できません。  
必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を  
記入してもらい、登校してください。  
医療機関によっては、下記許可証の記入につき、文書料として有料となる場合があります。

区分	病名又は状況	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ様疾患（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	医療機関を受診した日から5日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・（ ）	感染のおそれなくなるまで

-----切り離さないこと-----

## 登校許可証

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

診断日 令和 年 月 日

登校しても良いと  
認められる年月日

令和 年 月 日

病名

年 月 日

医療機関名

住所

医師名

印